

西伯町・会見町合併協議会 第21回会議

日時：平成16年2月2日（月）10:00～12:00

場所：西伯町役場2階 大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 協議事項

(1) 新町の事務所での執務体制の取り扱いについて

5 今後の協議会開催日程について

・第22回会議 日時：平成16年2月10日（火）13:30～17:00

場所：会見町役場 会議室

・第23回会議 日時：平成16年2月25日（水）9:00～12:00

場所：プラザ西伯 会議室

6 その他

7 副会長あいさつ

8 閉会

議案 第1号

新町の事務所での執務体制の決定について

新町における事務所での執務体制については、下記のとおりとする。

平成16年2月2日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

記

町長の執務場所は、（法勝寺庁舎・天萬庁舎）とする。

合併協議会長まとめ

平成 16 年 1 月 28 日

1. 新町の町長の執務場所は法勝寺庁舎とする。
 - イ. 新町発足後の当分の間、新町の町長において、週に数度の天萬庁舎での執務を要請する。
2. 会見町地域の活性化策を講じるものとする。
 - イ. 会見町で特徴的に取り組んできた、農業・人づくり関連分野の機構を天萬庁舎に配置する。
具体的には、産業課、地籍調査室、農業委員会、教育委員会、人権施策課、合併対策室
 - ロ. 天萬庁舎の議場を改築して中央公民館的な利用、ホール的な利用を行うものとする。
3. 将来的に取り組む統合庁舎の建設位置については、合併協議会での経過、議論を踏まえ、バランスよく地域の発展が図られるよう考慮して決定すべき旨を協定書に記載する事とする。

協定書に記載する文案

1. 新町において町長の執務場所を始めとする執務体制の如何により地域間に不均衡が生じない様に常に状況確認を行うとともに、執務体制に起因する地域間の不均衡が生じた場合は速やかに解消に努めるものとする。
2. 将来予定される統合庁舎の建設位置の決定にあたっては、地方自治法第 4 条の規定によるほか、バランスよく地域の発展が図られるように考慮して決定するものとする。